平成２９年（フ）第５１８号
京都市右京区西院西三蔵町７番地　サンシャイン山双１号
債務者　長谷川敦史
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５７号
愛知県豊田市大林町９丁目99番地　アリビオ大林Ｂ502号、従前の住所兵庫県姫路市白浜町丙141番地３　クリーンピア白浜の宮806号室
債務者　杉田　玄哉
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１８６号
兵庫県姫路市緑台２丁目23番19号
債務者　柳　　憲子
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１８８号
兵庫県姫路市別所町別所２丁目94番地　アンソレイユ104
債務者　山下　健一
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１９１号
兵庫県加古川市別府町別府948番地の４　ロイヤル別府203号
債務者　中本　　實
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１９２号
兵庫県高砂市米田町米田1172番地の21
債務者　大下　智鶴
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１８号
鳥取県米子市両三柳910―２　ジュエルＩ202号、住民票上の住所鳥取県米子市皆生温泉１丁目９番29号　103号
債務者　西**﨑**　夏樹
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第４１号
鳥取県米子市両三柳370番地２　レオパレスペニンシュラＡ―201号
債務者　寺坂　圭子
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第５１号
鳥取県米子市西福原３丁目12番26号　102号
債務者　中村正太郎こと　金　　正太
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第５２号
鳥取県米子市淀江町中間291番地12、前住所鳥取県米子市両三柳685番地　谷口マンション３号
債務者　髙塚　　遼（旧姓二岡）
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第１１６号
愛媛県松山市紅葉町２番10号
債務者　福**吉**　健治
1　決定年月日時　平成29年６月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７２５号
福岡県糟屋郡宇美町原田２丁目８番２号
債務者　元石　正明
1　決定年月日時　平成29年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７４５号
福岡市中央区警固１丁目１番17―309号
債務者　佐々木孝男
1　決定年月日時　平成29年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７４６号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄４丁目44番地　サンセール片縄302号
債務者　山口美由紀
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２号
福岡県柳川市金納25番地１の２　ルミエールガーデンＩ番館503号、前住所福岡県柳川市大字高島188番地５
債務者　樽見　隆志
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２９年（フ）第１４号
福岡県柳川市筑紫町139番地
債務者　池末　明博
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２９年（フ）第３３号
鹿児島県鹿屋市池園町2496番地２
債務者　田中　　翔
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係